

令和2年3月10日

法務省民事局商事課 御中

一般社団法人全国銀行協会

「法務局における遺言書の保管等に関する省令案（仮称）」
に対する意見について

令和2年2月10日付で意見募集のあった標記の件に対する意見を別紙のとおり取りまとめましたので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

2020年3月10日

「法務局における遺言書の保管等に関する省令案（仮称）」に対する意見について

NO	頁	該当箇所	意見
1	6	第二章 遺言書の保管の申請手続等 第九条（遺言書の様式）	・法務局における遺言書の保管等に関する法律（以下「法」という。）4条により、保管の申請をする遺言書は「法務省令で定める様式に従って作成」したものとされているが、別記第1号様式の備考欄には自筆証書遺言の法的要件の言及がないことから、民法968条各項の規定（日付・氏名の自署および押印の要など）について記載すべきである。
2	9	第二章 遺言書の保管の申請手続等 第十五条（保管証） 第十七条（保管証の交付を要しない場合）	・遺言書の保管に伴い、「保管証を交付」するとされている一方で、遺言者が所定の期間内に保管証を受領しないときは「保管証の交付することを要しない」とされているが、遺言者が死亡した後の相続手続を考えると、遺言者が保管証を廃棄ないし紛失していた場合や保管証の交付を受けなかった場合、あるいは関係相続人等の当該保管証についての知識が不足していた場合に、遺言が保管されている事実が関係相続人等に認知されない可能性があると考えられることから、公正証書遺言作成の場合と同様に、保管した遺言書の謄本が保管証とともに交付されるべきである。
3	20	第四章 関係相続人等による遺言書情報証明書の交付の請求手続等 第三十五条（遺言書情報証明書の作成方法）	・遺言書情報証明書の記載事項には、遺言者が作成した他の遺言の有無は含まれていないが、遺言書保管所に保管されている遺言書については、承継相続人および受遺者等は、遺言書情報証明書（遺言書の画像情報等を用いた証明書、法9条1項）の交付を受け、預金の払戻し等を行うことが想定されている（一問一答221頁）。もっとも、同じ遺言者について複数の遺言書が保管されている場合、「前の遺言が後の遺言と抵触するときは、その抵触する部分については、後の遺言で前の遺言を撤回したものとみな」される（民法1023条）ことから、交付された遺言書情報証明書に係る遺言が撤回されている可能性がある。遺言書情報証明書により預金の払戻し等を行おうとする承継相続人および受遺者等は当該遺言が撤回されているか否かについて知る必要があるため、遺言書情報証明書の記載事項に「遺言者が作成した他の遺言の保管の有無」も追加すべきである。
4	24	第四章 関係相続人等による遺言書情報証明書の交付の請求手続等	・遺言書保管事実証明書には「関係遺言書の保管の有無」を記載するとされているが、例えば、遺言者が相続人ではない異なる受遺者を指定した遺言を複数作成していた場合に、証明書の交付請求者に関係しない他の遺言書の保管については当該証明書に記載されない（＝各受遺者は別の遺言書の存在を認知できない）という理解でよいか。 ① すなわち、金融機関が遺言書保管事実証明書の交付請求をしても、預金者（遺言者）が作成した遺言は（当該金

NO	頁	該当箇所	意見
		第四十五条(遺言書保管事実証明書の作成方法)	<p>融機関が遺言執行者等の関係相続人等に該当しない限り) 当該金融機関にとって「関係遺言書」ではないため、「該当なし」の旨のみが記載されるという理解でよいか(あるいは、関係相続人等に該当しない者からの交付請求については開示できないとされるのか)。</p> <p>② 例えば、遺言者甲作成の受遺者がAの遺言(以下「遺言α」とする。)および受遺者がBの遺言(以下「遺言β」とする。)の2通が保管されている場合において、交付請求者がAの場合、遺言書保管事実証明書には、遺言αが保管されていることは記載されるが、遺言βが保管されていることは記載されない(Aにとっては関係遺言書ではないため)という理解でよいか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺言書保管事実証明書に記載される「関係遺言書の保管の有無」は、あくまでも法務局で保管されている自筆証書遺言に関してのみであり、公証役場において保管されている公正証書遺言に関しては、相続人ないし受遺者は別途照会が必要であるという理解でよいか。
5	25	第四章 関係相続人等による遺言書情報証明書の交付の請求手続等 第四十八条(関係遺言書保管通知)	<ul style="list-style-type: none"> ・本条および法9条5項は、遺言書情報証明書の交付請求あるいは遺言書の閲覧請求がなされた場合にのみ、関係遺言書を保管している旨を関係相続人等に通知することとしているが、遺言者の相続人は、当該遺言書にもとづき履行義務を負っているところ、遺言書が保管されていることについて知る契機がなければ当該義務を果たすことができないため、保管されている遺言書を作成した遺言者が死亡した場合にも当該遺言者の相続人に通知をするとすべきである。

以上